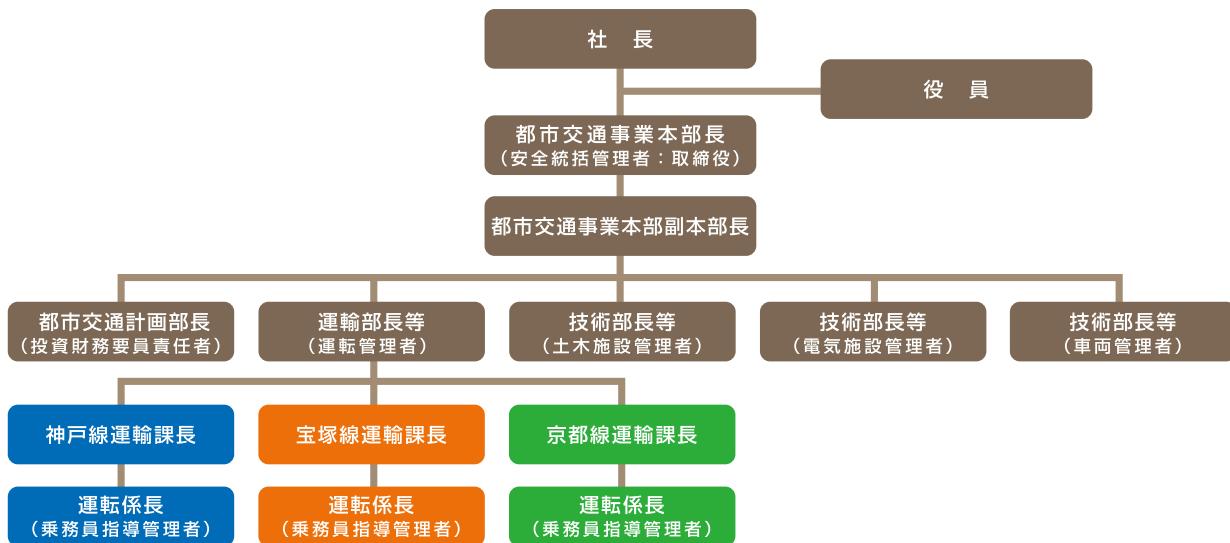


2. 安全管理体制

2-1 安全管理体制および安全管理推進委員会

2-1-1 安全管理体制と主な役割



◎社長

鉄道事業の実施及び管理体制と規程を定め、設備や輸送、要員、投資、予算等、中期経営計画の策定に際して、安全性及び実現可能性の観点から検証して状況の把握と改善を行います。

◎安全統括管理者

鉄道施設や車両、運転取扱いの安全確保を最優先し、輸送業務の実施各部門を統括管理するため、安全管理規程の周知や関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させ、輸送業務の実施や管理状況及び中期経営計画に定める安全性向上施策の実施状況を確認し、改善措置を講じます。

◎運転管理者

運転係員及び鉄道施設、車両を活用し、運行計画の設定や改定ならびに乗務員や車両の運用、列車の運行管理、乗務員の育成及び資質維持等、運転に関する業務の管理を行います。

◎乗務員指導管理者

運転管理者の指示や命令を受けて、乗務員の資質の維持管理を行い、資質の充足状況に関する定期的な確認と報告を行います。

◎他の管理者及び責任者

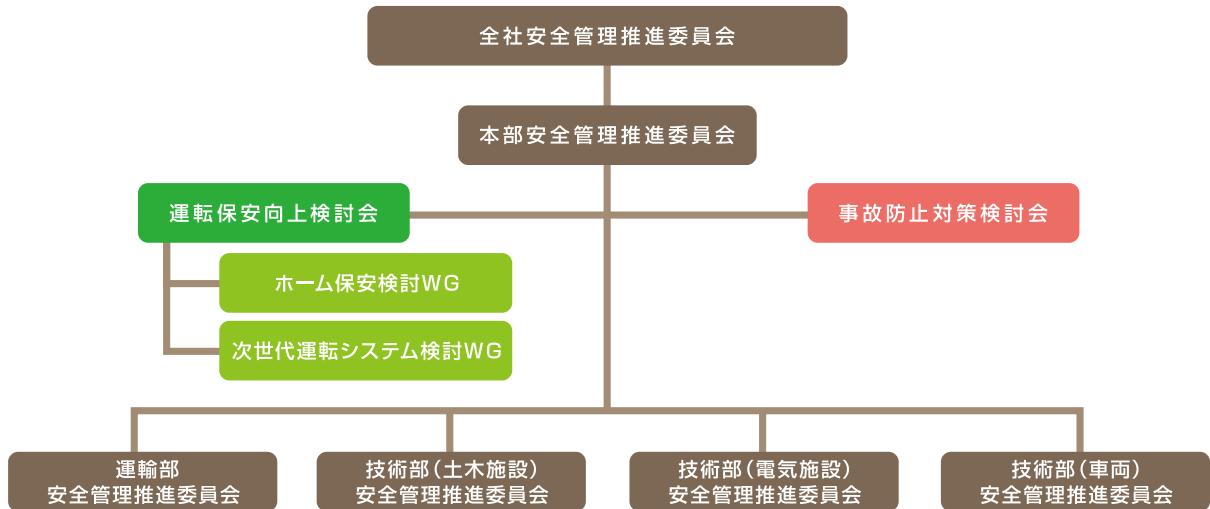
各部門において、輸送の安全確保に支障を及ぼさないよう担当施設等を維持管理します。

2-1-2 安全管理推進委員会

各部門が横断的に連携した安全管理推進委員会では、輸送の安全に係る各種事項について、審議、検討、報告等を実施しています。安全管理推進委員会は、社長が委員長を務める全社の委員会と安全統括管理者が委員長を務める都市交通事業本部の委員会を設けています。

また、安全管理推進委員会に直結して、将来の運転保安に関する様々な検討を行う「運転保安向上検討会」と複数の部門が関係した事故の分析や対策を検討する本部の「事故防止対策検討会」を組織しています。

その他、各部門にも安全管理推進委員会を設ける他、その下部組織に事故の再発防止策を検討する事故防止対策検討会とリスクを検討する部会を設け、安全性向上に取り組んでいます。



◎全社安全管理推進委員会

社長以下、取締役、各部門の部長、副部長等で組織して、年4回(4月・7月・10月・1月)開催し、安全計画の進捗や事故・トラブルの対策実施状況等を確認し、4月と10月には社長がコミットメントを表明します。また、4月は前年度の安全計画の実施報告を行い、それを元に見直しを実施して、新年度の安全計画を決定します。10月には、前年度の内部監査における指摘事項等の改善状況をチェックし、PDCAの着実な進捗と定着を確認しています。



◎本部安全管理推進委員会

都市交通事業本部長(安全統括管理者)以下、各部門の部長、副部長、調査役等で組織し、月1回開催します。2011年度と2012年度に入って発生した事故・不祥事4件に対しては、別途、臨時開催し、情報の収集と共有及び再発防止策に対する指示等を集約し、周知徹底しました。その他、本委員会では、事故、ヒヤリ・ハットの報告や分析及び対策の検討の他、輸送の安全に関わる法律や社内規程への対応ならびに現場の取り組み等も報告しています。なお、この委員会には本部内グループ会社の社長も出席し、阪急電鉄グループが一体となって、輸送の安全に関する各種事項に取り組んでいます。



◎事故防止対策検討会

本部安全管理推進委員会では、各部門が関係する事故や事故のおそれのある事態・災害の他、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態の防止または被害の拡大防止に向け、事故防止対策検討会を開催しています。また、他社の事故も原因や対策等が当社に関連する場合は、当社の事故と同様に分析し、対策を策定します。

◎運転保安向上検討会

ATSや踏切、ホーム、列車無線等に関する保安度の向上を目指して、様々な情報収集や分析、検討を行います。また、ホームのお客様の安全性向上を検討する「ホーム保安検討WG」や次世代の運転に関するシステムを検討する「次世代運転システム検討WG」等を別途結成し、さらなる運転保安度の向上を目指し取り組んでいます。

※WG: ワーキンググループ